

スポーツ少年団登録規程

第1条 この規程は、日本スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。

第2条 登録は、日本スポーツ少年団設置規程第2章の目的にのっとり、日本スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

第3条 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。

2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第5条 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、所定の認定を行う。

第6条 登録の認定を受けた団員・指導者・役員およびスタッフ（以下「少年団登録者」という。）が、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為を行った疑いがあるとき、別に定める基準に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。

第7条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議を経て、別に定めることができる。

第8条 本規程の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 この規程は昭和61年4月1日から施行する。

附則2 この規程は平成元年4月1日から改定施行する。

附則3 この規程は平成22年6月9日から改定施行する。

附則4 この規程は平成27年11月9日から改定施行する。

附則5 この規程は平成30年4月1日から改定施行する。

附則6 この規程は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。